

今回のテーマ： 生前贈与加算期間の延長

被相続人から生前に贈与があった場合に、相続人等の相続財産に足し戻す贈与財産の加算期間が改正されます。

生前贈与加算の概要（現行法）

相続または遺贈により財産を取得した相続人等が、被相続人が亡くなった日（相続発生日）から3年以内にその被相続人から贈与により財産を取得している場合には、その贈与財産については、その相続人等の相続財産に足し戻して、相続税の計算を行います。

改正内容

生前贈与加算の対象期間が、現行の3年以内から最大で7年以内に段階的に延長されます。ただし、延長期間（4年間）に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。（100万円を超えた分については加算対象となります。）本改正は2024年1月1日以降の贈与により取得する財産から適用されます。

	改正前	改正後	
適用時期	—	2023年1月1日以降の贈与	
対象者	① 相続または遺贈により財産を取得した者 ② みなし相続財産（生命保険金等）を取得した者	同左	
加算期間	3年	相続発生日	期間
		2024年1月1日から 2026年12月31日まで	3年
		2027年1月1日から 2030年12月31日まで (延長期間)	3年超7年未満
		2031年1月1日以降	7年
対象財産	贈与により取得した財産（ただし、贈与税の非課税財産、特定贈与財産、住宅取得等資金/教育資金/結婚・子育て資金の非課税額以内の財産を除く）	同左 (延長期間中に受けた贈与については、総額100万円までは対象外)	

お見逃しなく！

- ・ 相続または遺贈により財産を取得していない人（孫等）への贈与は、生前贈与加算の対象とはなりません。
- ・ 生前贈与加算の対象期間に贈与された財産であれば、その価額が贈与税の基礎控除（年間110万円）以下であっても生前贈与加算の対象となります。
- ・ 2024年1月1日以後の相続時精算課税制度における基礎控除（年間110万円）以下の贈与については、生前贈与加算の対象ではありません。